

令和8年度 松本市要保護児童対策地域協議会

令和8年5月11日(月)午後1時30分から
松本市役所 東庁舎3階 議員協議会室

次 第

1 開 会

2 会長、副会長選任

3 会長、副会長あいさつ

4 委員、事務局自己紹介

5 会 議 事 項

- (1) 令和7年度要保護児童対策地域協議会の活動報告(松本市)・・・資料1
- (2) 令和7年度松本市こども家庭センターの運営状況について・・・資料2
- (3) 松本児童相談所管内の児童相談の状況について(松本児童相談所)・・・資料3
- (4) ヤングケアラー支援体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料4

6 閉 会

令和8年度 松本市要保護児童対策地域協議会
代表者会議 構成団体

団体名	
保健医療	松本市医師会
	松本市歯科医師会
司法人権	長野県弁護士会松本在住会
	松本人権擁護委員協議会
教育	松本市校長会
	松本市私立幼稚園連盟
児童福祉	松本市社会福祉協議会
	松本市公立保育園幼稚園園長会研究会
	松本市学童保育連絡協議会
	松本児童園
	松本赤十字乳児院
	中信地区里親会
	松本市民生委員・児童委員協議会
	松本市主任児童委員会
	松本児童家庭支援センター あいく
	松本市自立支援協議会
行政	松本児童相談所
	長野地方法務局松本支局
	松本警察署
	松本広域消防局
	松本市保健所
	松本市教育委員会
	松本市上下水道局
	松本市福祉事務所
	松本市こどもプラザ
オブザーバー	
司法人権	長野家庭裁判所松本支部 事務局
松本市	課名
	こども福祉課
	平和人権共生課
	市民相談課
	障がい福祉課
	生活福祉課
	保健所健康づくり課
	こども育成課
	子どもの権利相談室
	保育課
	こども発達支援課
	学校教育課

令和7年度松本市要保護児童対策地域協議会の活動報告

1 代表者会議

(1) 会議等参加機関

松本市医師会、松本市歯科医師会、長野県弁護士会松本在住会、松本人権擁護委員協議会、松本市校長会、松本市私立幼稚園連盟、松本市社会福祉協議会、松本市公立保育園幼稚園園長会研究会、松本市学童保育連絡協議会、松本児童園、松本赤十字乳児院、中信地区里親会、松本市民生委員・児童委員協議会、松本市主任児童委員会、子どもを虐待から守る会・まつもと、松本児童家庭支援センターあいく、松本市自立支援協議会、松本児童相談所、長野地方法務局松本支局、松本警察署、松本広域消防局、松本市保健所、松本市教育委員会、松本市上下水道局、松本市

(2) 会議内容

期 日	内 容
令和7年 5月16日	令和6年度松本市要保護児童対策地域協議会の活動報告 令和6年度松本市こども家庭センターの運営状況 松本地域における要保護児童の現状（松本児童相談所） ヤングケアラーの支援状況について

2 実務者会議（要保護、要支援児童）

(1) 会議等参加機関

松本児童相談所、松本警察署、松本児童園、松本市校長会、松本児童家庭支援センターあいく、松本赤十字乳児院、障がい福祉課、生活福祉課、健康づくり課、保育課、学校教育課、こども育成課、こども発達支援課、こども福祉課

(2) 会議内容

期 日	内 容
令和7年 5月28日	在宅 407ケース、入所等 98ケース情報共有、進行管理 (内 ヤングケアラー16世帯20人)
8月 8日	在宅 387ケース、入所等 87ケース情報共有、進行管理 (内 ヤングケアラー17世帯20人)
11月14日	在宅 381ケース、入所等 83ケース情報共有、進行管理 (内 ヤングケアラー16世帯16人) 松本赤十字乳児院が参加
令和8年 2月13日	在宅 397ケース、入所等 81ケース情報共有、進行管理 (内 ヤングケアラー17世帯17人)

3 実務者会議（特定妊婦）

(1) 会議等参加機関

松本児童相談所、信州大学医学部附属病院、松本市立病院、丸の内病院、相澤病院、穂高病院、長野県立こども病院、横西産婦人科医院、松本赤十字乳児院、健康づくり課、障がい福祉課、こども育成課、こども福祉課

(2) 会議内容

期 日	内 容
令和7年 5月20日	24ケース情報共有、事例検討 松本赤十字乳児院より、日中一時預かり保育について
8月21日	22ケース情報共有、事例検討 松本市立病院より、分娩休止について
11月20日	30ケース情報共有、事例検討
令和8年 2月17日	19ケース情報共有、事例検討 健康づくり課より、RS ウィルス母子免疫ワクチンの定期接種化について

4 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

(1) 民生委員・児童委員協議会地区定例会、関係機関（小中学校・保育園等）への周知チラシ配布・ポスター掲示

(2) 松本市公式 X（旧 Twitter）、松本市公式 Facebook、松本市 LINE 公式アカウントにて情報発信

(3) 広告付き行政情報モニター広報記事掲載

期間 令和7年11月1日～11月30日

内容 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の紹介等

(4) 懸垂幕、横断幕掲示

期間 令和7年11月1日～11月30日

内容 『子どもを虐待から守ろう』啓発用懸垂幕を松本市役所本庁舎入口に、同内容の横断幕を松本駅自由通路に、それぞれ掲示した。

5 関係機関等との共同による周知活動

期日	団体	内容
令和7年 9月28日	松本赤十字乳児院里親支援センターひまわり	さとおや制度に関する講演会 講演会、チラシ配布等
10月13日	こども虐待防止ながのオレンジリボン	松本城から高島城オレンジリボンたすきリレー 市長参加 メディア報道

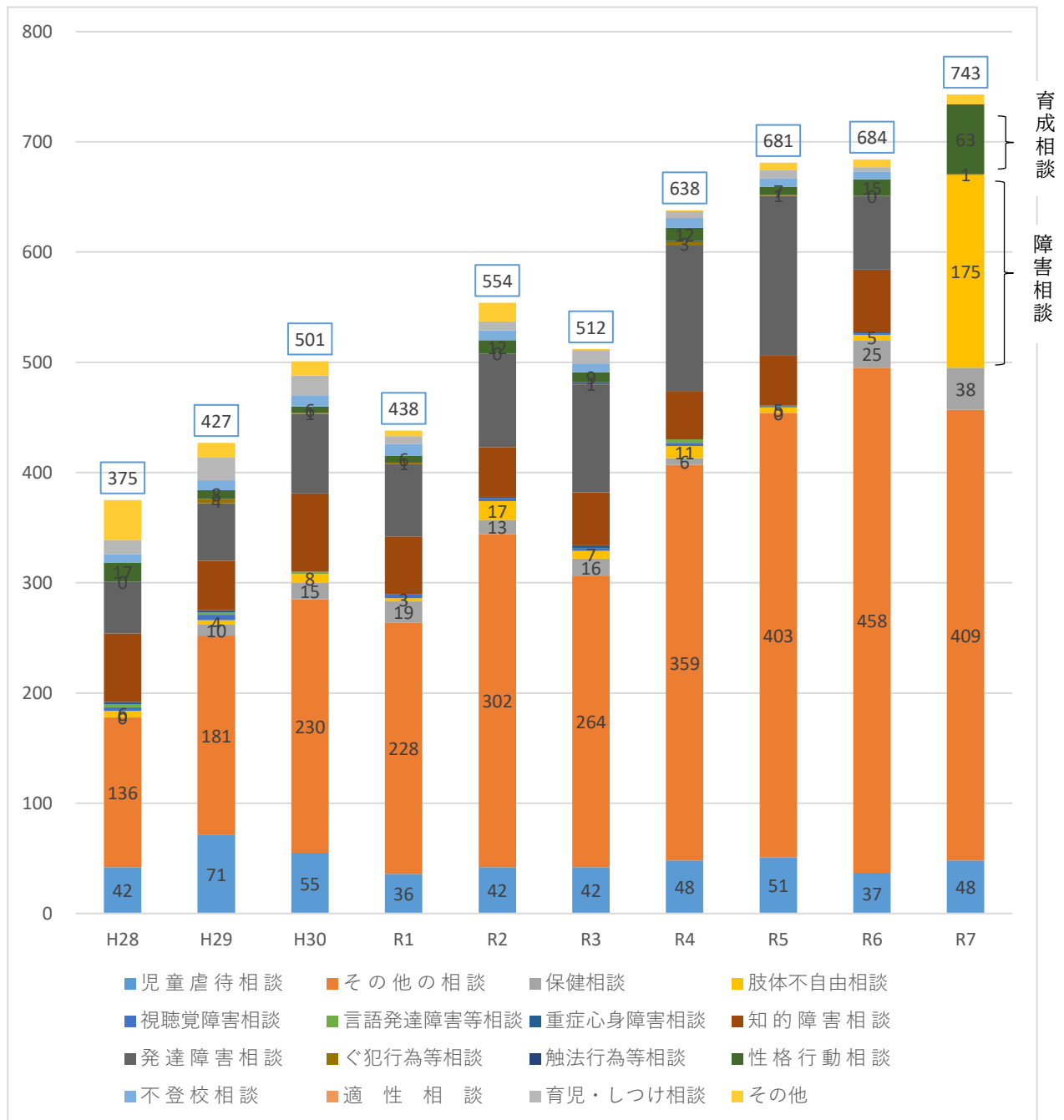
10月26日	松本深志ライオンズクラブ	ハロウィンこども食堂 市長参加 メディア報道 チラシ200枚配布
11月3日	こども虐待防止 ながのオレンジ リボン	・スタートセレモニー ・第68回まつもと市民祭歩行者天国 ティッシュ5,000個、風船500個 の配布
令和8年 2月28日	子どもを虐待か ら守る会・まつも と	研修会 特別講演、シンポジウム

6 関係団体向け研修

- (1) 松本市民生委員・児童委員協議会児童福祉部会 1回
- (2) 子育てサポーター養成講座 1回

令和7年度松本市こども家庭センターの運営状況

1 家庭児童相談 新規受案件数



こども家庭庁による福祉行政報告例の報告表の見直しに伴い、令和7年度実績分から分類方法が変更となりました。

- (1) 肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、重症心身障害相談、知的障害相談、発達障害相談が「障害相談」に統一されました。
- (2) 性格行動相談、不登校相談、適正相談、育児・しつけ相談が「育成相談」に統一されました。

2 主な相談内容と新規受理総数

	R3	R4	R5	R6	R7
虐待	42	48	51	37	48
その他 養護	264	359	403	458	409
総数	512	638	681	684	743

3 傾向

- (1) 育成相談の増加が目立ちました。相談経路は家族や親族からが多く、性格行動や不登校の相談が増加しました。
- (2) 家庭環境等による要支援(その他養護)の相談件数は、変動はあるものの依然として多い状況です。
- (3) 相談総数は過去最大となりました。

4 要因

- (1) 育成相談の増加については、家庭環境の変化や保護者の相談意識の向上などが要因として考えられます。
- (2) 相談総数の増加については、関係部署間の情報共有を通じて受理する案件が増えたことや、障がい福祉サービスの利用希望があり受理する案件が増えたこと、などが要因として考えられます。



松本児童相談所管内の児童相談の状況について

松本児童相談所

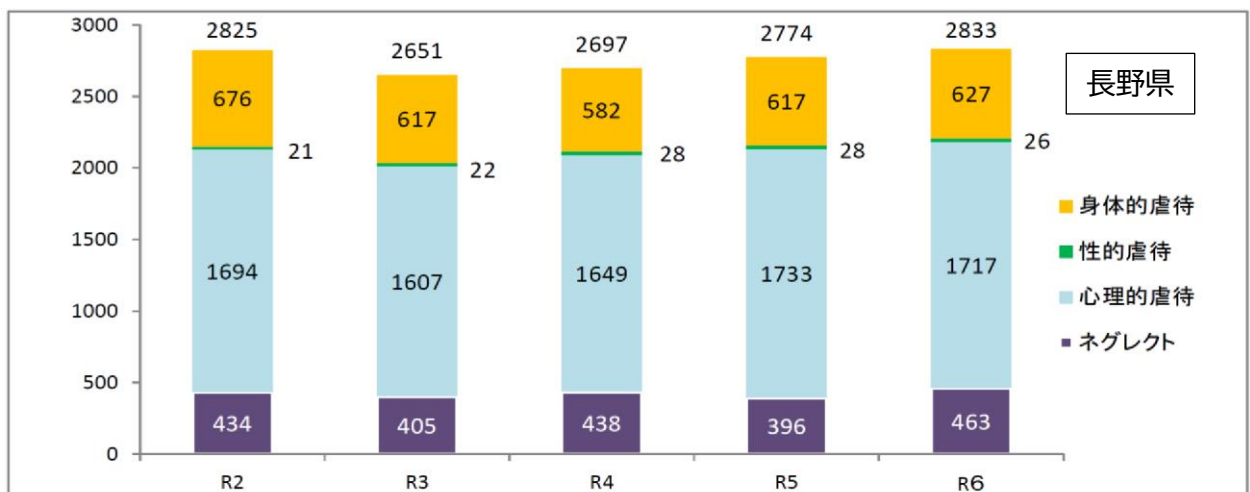
1 相談種類別対応件数

相談種類	年 度					構成比 (%)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
養 護 相 談	845	770	921	846	852	58.0
（うち虐待）	641	529	617	612	665	45.2
保 健 相 談	0	0	1	1	0	0.0
障 が い 相 談	383	445	434	436	443	30.1
非 行 相 談	31	30	47	46	51	3.5
育 成 相 談	50	52	56	62	35	2.4
そ の 他 の 相 談	71	96	87	78	89	6.1
計	1,380	1,393	1,546	1,469	1,470	100.0

(割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。)

2 児童虐待相談対応件数

参考) 全国 205,044 207,659 219,170 225,509 223,691



県内5つの児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は、2,833件(速報値)で、対前年度比59件(2.1%)の増加となりました。件数の増加は、3年連続で、平成2年度に統計を取り始めて以降、最多であった令和2年度を超え、過去最多となっています。

虐待の種別では、心理的虐待が1,717件で最も多く、次いで身体的虐待が627件となっています。

心理的虐待が最も多い理由として、児童がいる家庭での配偶者間やきょうだい児童に対する暴力事案(面前DV)について、警察からの通告が多いこと等が考えられます。

依然相談対応件数が高止まりしている理由として、

- ① 児童虐待に関する認識が高まり、関係機関や県民が虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに児童相談所へ通告するという意識が高くなっていること
- ② 家庭の養育力の低下や家庭の経済状況等により、子育てが孤立化し、その負担感などが虐待という形につながりやすいこと等が考えられます。

3 相談経路別児童虐待対応件数

相談経路	年 度					構成比 (%)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
家族・親戚	65	54	64	42	48	7.2
近隣・知人	49	40	55	47	49	7.4
児童本人	7	7	10	11	14	2.1
都道府県等	24	38	31	34	23	3.5
市町村等	92	76	106	116	131	20.0
児童福祉施設等	25	11	9	19	9	1.4
医療機関等	11	5	19	23	15	2.3
警察等	326	227	257	284	322	48.4
学校等	36	55	47	30	35	5.3
その他	6	16	19	6	19	2.9
計	641	529	617	612	665	100.0

(割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。)

4 相談結果別児童虐待対応件数

相談結果	年 度					構成比 (%)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
施設入所	16	21	21	10	17	2.6
里親等委託	3	0	4	4	3	0.4
面接指導	579	471	570	573	620	93.2
その他	43	37	22	25	25	3.8
計	641	529	617	612	665	100.0

(割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。)

～こども・子育て家庭の見守り時注意ポイント～

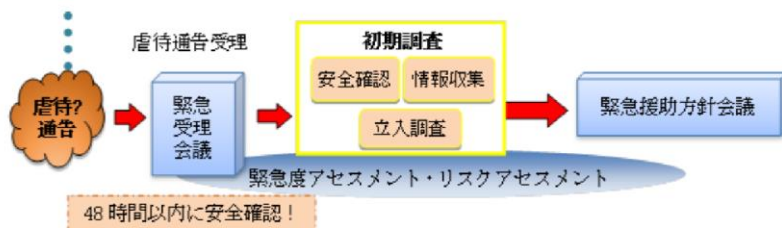
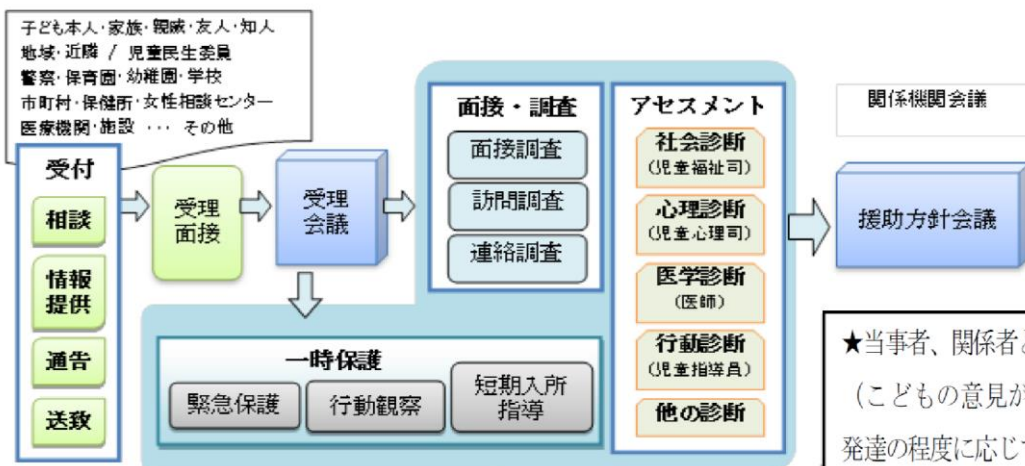
<こどもの様子>

- ・ 表情が乏しく、受け答えが少ない
- ・ 落ち着きがなく、過度に乱暴
- ・ 担当教師、保育士等を独占したがる、用事が無くてもそばに近づいてくるなど過度のスキンシップ
- ・ 保護者の顔をうかがう
- ・ 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない
- ・ からだや衣服の不潔感（髪を洗っていない汚れ・匂い・垢の付着、爪が伸びている等）
- ・ 虫歯の治療が行われていない
- ・ 食べ物への執着が強く過度に食べる、極端な食欲不振がみられる
- ・ 理由がはっきりしない欠席・遅刻が多い
- ・ 連絡のない欠席を繰り返す
- ・ なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない

<保護者、家族の様子>

- ・ 発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限がある
- ・ かわいくない、にくい等の差別的な発言がある
- ・ こどもの発達に無関心、育児に対して拒否的な発言
- ・ こどもを繰り返し馬鹿にする、激しく叱る・ののしる
- ・ きょうだいに対しての差別的な言動、特定のこどもに対して拒否的な態度をとる
- ・ ささいなことで激しく怒る、感情コントロールができない
- ・ 長期にわたる欠席があってもこどもに会わせようとしない
- ・ 行事に参加しない、連絡を取ることが難しい

○児童相談の流れ



- ★当事者、関係者との協議・合意
(こどもの意見が、その年齢及び発達に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮される)
- ★通告(相談)は支援の始まり
(なるべく午前中をお願いします)
- ★県では県警と協定を結んでおり、協定に基づき情報提供する場合があります

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

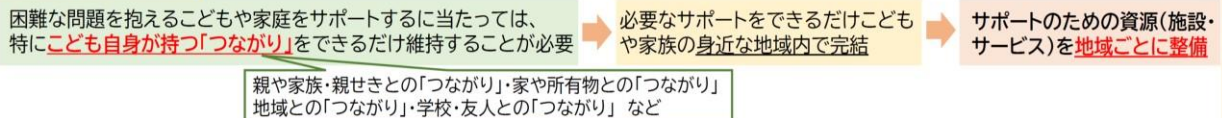
- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討


長野県社会的養育推進計画(後期計画)により目指す社会的養育の「すがた」

基本的な考え方



目指す「すがた」

必要となる資源を地域ごとに整備し、
市町村・施設・里親・児相等の関係機関が連携して、困難な問題を抱えるこどもや家庭をサポート

措置等の段階	予防的支援	一時保護	里親等委託・施設入所	退所・自立
提供 する (して いき たい) サポ ート 等	市町村のこども家庭支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ■ こども家庭センター設置 ■ 家庭支援事業の実施 ■ ショートステイにおける里親等の活用 	児童家庭支援センターの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ■ 児童家庭支援センターの設置促進 ■ 市町村との連携強化 	代替養育を必要とするこどものパーマナンスー保障 <ul style="list-style-type: none"> ■ 児相内に専門チームを設置 ■ 親子関係再構築の推進 ■ 特別養子縁組等の推進 	社会的養育自立支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 児童自立生活援助事業の推進 ■ 社会的養育自立支援拠点事業の整備
	妊産婦等生活援助事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定妊産婦等への支援 	里親等への委託の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 担い手となる里親等のリクルート・支援 ■ 里親等委託の増 ■ 里親支援センターの整備 		
	一時保護改革に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ■ 一時保護専用ユニットの設置 ■ 一時保護委託における里親等の活用 	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 <ul style="list-style-type: none"> ■ グループホームの設置促進 ■ 市町村家庭支援事業の受託促進 ■ 児童家庭支援センター等の設置 		
				※見直し後の計画について、以下の長野県ホームページに掲載 https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/syakaitekiyougo/shakaitekiyouikusuishinkeikaku_3.html

長野県内には家庭を必要とする約600人の子どもがいます。

家庭で育つ幸せを、子どもたちに

大きくなあれ!



愛情を一身に受けることで「安心」が生まれます。
一緒に暮らすことで「信頼」が育ちます。
だから大きくしたい、里親の輪。

里親には、養子縁組する里親だけでなく、
一定の期間養育する「養育里親」もあります

サポート体制があります

里親支援センターまたは
児童相談所が各種手続きや
子どもの養育をサポートします。

経済的な支えがあります

子どもの生活費(月5~6万円)
や医療費・教育費のほか
里親手当が支給されます。

さまざまな環境の里親がいます

共働きでも・実子がいても
登録が可能です

マッチングの相談ができます

養育が可能な期間
(短期~)など、ご希望を
お聞きます

例えば、
こんな方は
いらっしゃい
ませんか?

- 2~3日なら地域の子どもの預かれるかも?
- 仕事や子育てが一段落した。何か社会貢献できることはないか…
- 温かいご飯やお風呂など、少しでも日常の当たり前を子どもたちに提供したい…

里親支援センターまたは児童相談所が
各種手続きや子どもの養育をサポートします。

お問合せ・相談先はこちらから



県内で活躍する里親さんインタビューや動画公開中

長野県 県民文化部 こども若者局
こども・家庭課 児童相談・養育支援室

特設ホームページはこちら



ヤングケアラー支援体制について

1 ヤングケアラーの把握状況

- (1) 令和6年度
16世帯 26名（令和7年3月31日時点）
- (2) 令和7年度
16世帯 16名（令和8年3月31日時点）

2 ヤングケアラー・コーディネーター配置について

- (1) 人員体制
1名
- (2) 資格
社会福祉士

3 こども安心訪問支援事業

- (1) 事業概要
虐待の防止やヤングケアラーの負担軽減のため、訪問支援員が自宅を訪問し悩み事や不安に対し傾聴で対応しつつ、家事や育児の支援を行うもの
- (2) 対象家庭
 - ア 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - イ 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ウ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
 - エ 乳児院、児童養護施設や養育里親等に措置されている児童の家庭復帰のための支援が必要な家庭
 - オ 養育里親又は特別養子縁組等により現に児童を養育しており、特に支援を必要としている家庭
- (3) 支援内容
 - ア 対象世帯の状況確認、世帯員からの悩み事や不安の聞き取り
 - イ 世帯員にかかわる家事（掃除、洗濯、調理）、介助、通院や登園等の送迎

(4) 支援実績

ア 令和6年度

世帯区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円相当世帯	計
訪問実世帯数	0世帯	2世帯	1世帯	3世帯
延べ利用件数	0件	46件	5件	51件
延べ利用時間数	0時間	56.5時間	5時間	61.5時間

イ 令和7年度

世帯区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円相当世帯	計
訪問実世帯数	0世帯	1世帯	1世帯	2世帯
延べ利用件数	0件	25件	83件	108件
延べ利用時間数	0時間	12.5時間	113時間	125.5時間

4 ヤングケアラー実態把握調査の実施（予定）

(1) 目的

ヤングケアラーの実態把握及びアンケートをとおして、認知度を高め子ども自身が声を出せるような環境を構築する。

(2) 対象児童

小学5年生から中学3年生の市内全児童・生徒

(3) 実施期間

令和8年10月から12月の間で実施（調査期間は2週間程度）

(4) 実施方法

タブレット端末による回答

(5) 実施結果報告

令和9年度松本市要保護児童対策地域協議会代表者会議で報告、市ホームページへ掲載

5 講演会・セミナー開催

(1) ヤングケアラー講演会

ア 日時 令和7年8月29日（金）午後1時30分から午後3時

イ 会場 浅間温泉文化センター

ウ 講師 高岡 里衣 氏（元ヤングケアラー、当事者スピーカー）

エ 対象 一般市民の方、支援関係者（福祉、医療、教育関係）

オ 共同 公益財団法人明治安田こころの健康財団、明治安田生命保険相互会社と共同で開催

(2) YouTubeセミナー

- ア 内容 ヤングケアラーに関する研修用動画を2本、市のホームページへ掲載
- イ 期間 令和7年8月4日から令和8年2月28日
- ウ 講師 田中 悠美子 氏（一般社団法人ケアラーワークス）
- エ 対象 一般市民の方、支援関係者（福祉、医療、教育関係）
- オ 共同 公益財団法人明治安田こころの健康財団、明治安田生命保険相互会社と共同で開催

6 ヤングケアラー・コーディネーターを中心とした研修会・勉強会の実施

(1) 民生委員・児童委員協議会児童福祉部会研修会

- ア 日時 令和7年4月24日（木）
- イ 会場 松本市総合社会福祉センター

(2) こども法務実習事前学習

- ア 日時 令和7年8月20日（水）
- イ 会場 信州大学
- ウ 対象 信州大学経法学部学生

(3) 子育てサポーター養成講座

- ア 日時 令和7年10月23日（木）
- イ 会場 あがたの森文化会館
- ウ 対象 子育てサポーター養成講座受講者

7 周知啓発活動

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの月間等を通しての周知啓発活動の実施